

北秋田市告示 第 1 3 0 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和 8 年 9 月 8 日

北秋田市長 津谷 永光

1 路線番号	別紙のとおり
2 路線名	別紙のとおり
3 供用開始の区間	別紙のとおり
4 供用開始の期日	告示日より
5 供用開始区間を表示した 図面を縦覧する場所及び 期間	北秋田市役所建設部建設課 令和 8 年 9 月 8 日から 令和 8 年 9 月 2 3 日まで

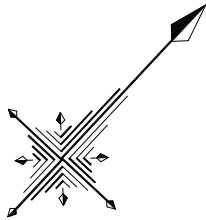
告示第130号 別紙

供用開始路線調書

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	供用開始の期日	備考欄
17372	掛泥新墓地線	綴子字掛泥向56-9	綴子字掛泥野1-376	告示日より	ただし関係図面に表示する部分のみ
	全 1 路線				

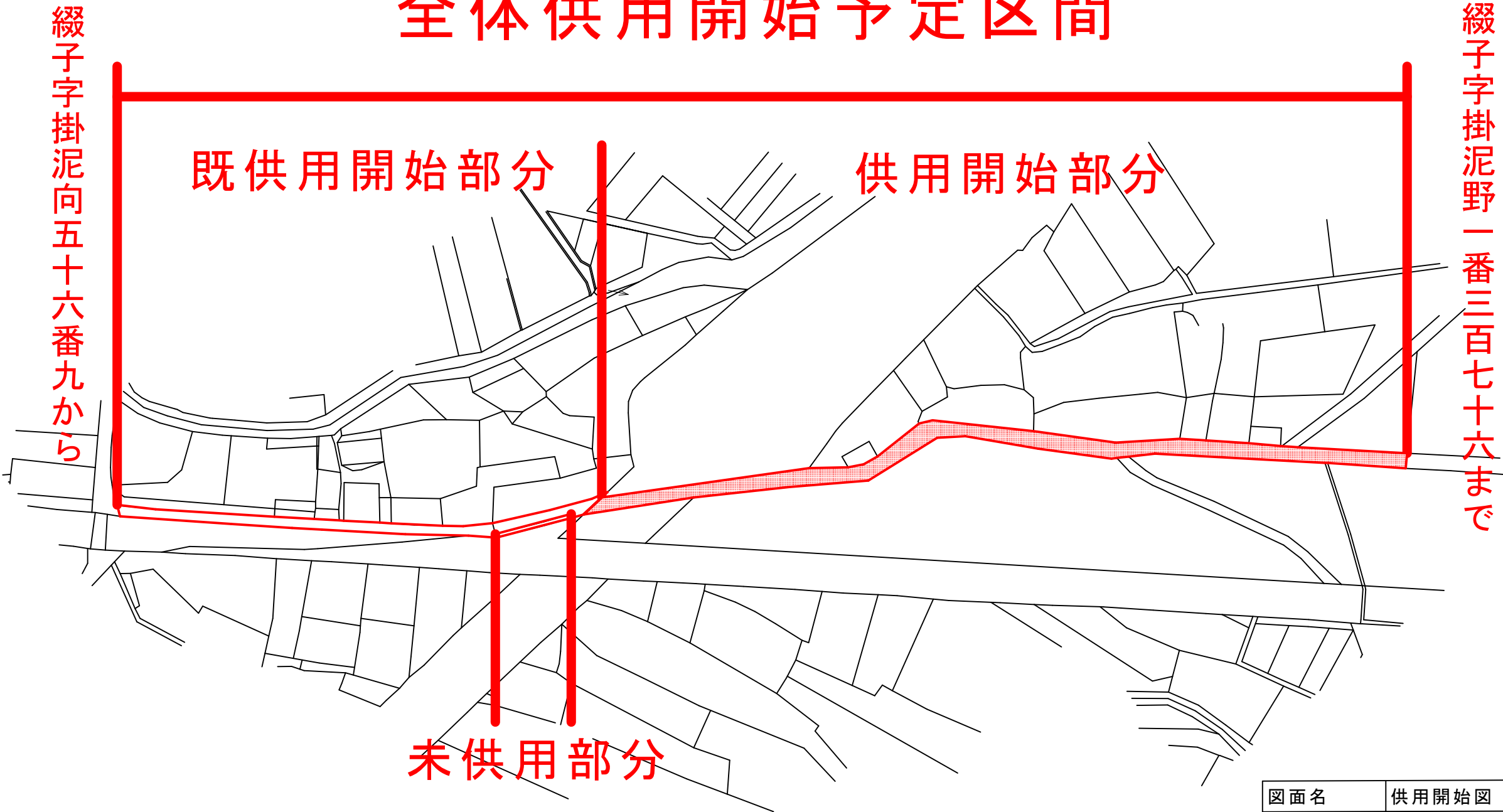
はん例	
淡赤色	今回供用を開始する部分

供用開始図



S = 1/1,000

全体供用開始予定区間



図面名	供用開始図
縮尺	1 : 1,000
路線名	その他市道 掛泥新基地線
図面番号	1/1
北秋田市	